

諸外国における規制の状況

1. 重量物取扱い業務

独：（労働者母性保護法）

妊娠中又は授乳期の女性労働者は以下の作業への就業を禁止

- 常時 5 k g を超える重量物を人力のみにより取り扱う作業（一時的な作業の場合は 10kg）
- 妊娠 5 カ月が経過した後、1 日の就業時間が 4 時間を超える、常に立っていないといけない業務
- 妊娠 3 カ月が経過した後は、輸送機関に乗務する業務に従事してはならない。

仏：（労働法典 R234－6 条）

女性労働者一般について、年齢層ごとに一定重量以上の重量物の取扱いを禁止

- 14 歳～15 歳の女性労働者 8kg
- 16 歳～17 歳 10kg
- 18 歳～ 25kg

米国：（米安全衛生庁）

危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

2. 有害物の取扱いに関する規制の状況

米国：（米安全衛生庁）

危険有害業務について、男性・女性の両性は既に保護されており、母性保護を含め女性労働者のみを対象とする規制は無い。

E U 指令（92/85/EEC）

妊娠を報告した女性労働者は、鉛・鉛化合物へのばく露のリスクが明らかな業務に就くことを強制されない。